

質問事項	回答
通所型として受け入れる施設基準に関しまして、事業開始当時から、就労継続支援事業所等の福祉サービス事業所（許認可が必要な福祉サービス事業所）の用意・提供は必須でしょうか。*仕様書には特段の基準は設けられておりませんが、念のための確認でございます。	通所型として受け入れる施設は、必ずしも許認可を得る必要はありませんが、事業登録者が容易かつ安全に通える場所を確保し、必要に応じ、事業登録者が作業に従事できるスペースを確保していただく必要があります。
就労困難者の募集に関しまして、貴所に協力をいただける場合、どのようなことが協力可能であるかなど、現在想定されていることがありましたら教えてください。	事業登録者募集のための関係機関への訪問時の同行、事業実施時における課題解決に向けた協議や事業の周知等を想定しています。
本事業は、年度終了後の実績成果に関わらず、今年度のみ事業としての計画でしょうか。あるいは、実績成果によって、翌年度以降も事業継続が検討される可能性はありますでしょうか。	市が毎年度、予算の議決を得る必要がありますが、翌年度以降も事業の実施を予定しています。
提出物「07_業務経歴書」に関しまして、記載する内容は地方自治体との実績のみ。という理解であっておりますでしょうか。（民間企業からの受注実績などは、記載不要という理解でございます。）	お見込みのとおり、記載していただく内容は、地方自治体との類似事業の実績です。
月次の事業報告方法に関しまして、貴所ご担当者様とのオンラインあるいはオフラインでの定例会議を実施させていただくことは可能でしょうか。	オンライン又はオフラインでの定例会議の実施は可能です。
就労困難者の対象者（基準）に関しまして、鎌倉市内の在住者が主体であることを理解しておりますが、鎌倉市以外に在住の方も、支援対象者に含まれるとの理解であっておりますでしょうか。	対象者は、仕様書の「2 目的」に記載してありますとおり、本事業は、市内在住の障害者等の社会参加、自立の促進を目的としているため、事業登録者は鎌倉市在住者に限ります。
中立性のある事業運営に関しまして、在宅就業に必要な機器・設備の用意を行う場合、原則全支援対象者に提供することが前提でしょうか。あるいは、必要と判断される場合、適宜貴所と協議相談の上、対象者ごとに個別に決定することが可能でしょうか。（例：インターネット環境が全くない方のみ、Wifi機器と通信費用を事業者側が負担し、すでに環境がある方には「提供しない」という選択が可能かどうか。など）	協議相談の上、対象者毎に個別に必要な機材の決定を行うことは可能です。
支援対象者の収入が増加した場合における、対象者ご本人の税関連（確定申告等）の手続きについて、お一人では当該手続きに難航されることが予想されます。事業者側が支援すること前提の理解ではありますが、本事業において支援可能な範囲を超える場合が生じた際には、貴所担当部署様との連携を通じて、ご本人を支援することなどは可能でしょうか。	事業登録者の税関連（確定申告等）の手続きについては、仕様書「8 職員体制・業務の内容」の(2)業務内容のうち、「オ その他、前各号に付随する業務」として捉えていただき、必要に応じて事業登録者への支援は可能です。
就労継続支援事業所（A型B型）を運営している場合、本事業所の支援対象者は、A型B型のサービス利用者としてカウントされるでしょうか。	本事業を実施する上で、就労継続支援事業所としての指定を受けることは必須ではありません。なお、事業登録者は、本事業の受託者が企業から受注した業務を行い、最低賃金法に基づく報酬を得ることを想定しており、就労継続支援事業所（A型、B型）のサービス利用者であるか否かは問いません。本事業の事業登録者が就労継続支援事業所のサービスを合わせて利用するのであれば、それぞれでカウントすることになります。
有資格者（社会福祉士・精神保健福祉士）は、事業開始日まで（実際にはその1ヶ月前などを想定）に専任者として配置されていること。という理解で問題ないでしょうか。あるいは、プロポーザル提案資料の提出期日やプレゼンテーション当日までなど、選考期間中（事業者の決定前まで）には、すでに特定の個人が専任者として決定されることが必須でしょうか。	事業開始日までに有資格者を含む3名以上の専任者を配置する必要があります。ご提出いただく人員配置計画には、特定の個人名を記載する必要はありませんが、事業開始日に配置する人員数（3名以上の専任の職員）を記載してください。
登録者は在宅型と通所型を併用できるか。また通所系の障害福祉サービスを併用できるか。	在宅型及び通所型を併用しての登録は想定していませんが、事業登録者の状況に応じ、在宅型及び通所型の登録変更を判断します。ただし、事業登録者数としては、在宅型又は通所型のどちらか一方で登録してください。（※事業登録者の定員は、延べ人数ではなく、実人数となります。）また、障害福祉サービスとの併用については、障害福祉サービス利用者の状況に応じ、適宜判断が必要になると考えています。
業務内容には一般就労に向けた支援が含まれていないが、登録者が登録を解消する必要があるのはどんな時と想定されているか。	基本的には、令和5年3月まで事業登録者への支援を継続していただくことを想定しています。なお、登録の解消については、事業登録者が就労した場合等、事業登録者からの申出や事業登録者が本事業の内容に不適合と判断された場合等を想定しています。
業務を委託してくれる企業を探すにあたり、鎌倉市の協力は仰げるのか。	業務の受注に関しては、受託者において行っていただきます。なお、企業等から業務を確実に受注することができる企画提案を求めています。
企業から受注した業務が少ない、または低報酬であり、作業時間数に合わせた登録者への報酬が受託業務の収入を上回る場合にはどうするのか。	事業登録者に対し、作業時間に応じた十分な報酬が支払える業務の受注を行っていただく必要があると考えているため、事業登録者への報酬が受託業務の収入を上回することは想定していません。なお、企業等から業務を確実に受注することができる企画提案を求めています。
障害福祉サービスにおける訓練等給付事業を行う事業所が本事業を受注し併設できるか。	訓練等給付事業を行う事業所内に訓練等給付事業利用者の活動の場とは別に、事業登録者が容易かつ安全に通える場所を確保し、必要に応じ、事業登録者が作業に従事できるスペースの確保が行えるのであれば可能です。
18歳以下の児童も対象になるか。	原則18歳以上の方を想定しています。ただし、18歳未満の方で、本事業への登録を希望する場合は、その方の状況に応じ、協議の上、対象の可否を判断します。

質問事項	回答
「24時間連絡可能な体制を予め確保し」とあるが、誰からの連絡を想定しているのか、委託者か、企業か、登録者か。また、どこまでの緊急対応が責任として想定されているか。例えば登録者の場合、深夜帯は留守電対応とし、必要性を適宜判断し、折り返し電話連絡をする、生命の危険については、警察や救急通報のサポートをする、といった想定でよいか。	事業登録者からの連絡を想定しています。ご質問のとおり、開所時間外は留守番電話やメール、FAX等による連絡を受け付け、翌日の開所時間内において対応していただくことを想定しています。また、受託者内における緊急連絡体制の確立をお願いします。
10 事業登録者への報酬の支払い 厚労省が示している「最低賃金減額の特例許可」について、その対象となる「断続的労働」という考え方を参照すると、事業登録者が、同等の状況となることは現場の実態からして容易に想像できる。最低賃金以上の報酬を支払うことと仕様書にあるが、就労達成状況をふまえて、最低賃金以下の報酬が適当だと判断された場合、その額を報酬として支払うことは可能か。もしくは訓練として扱うことは出来るのか。	最低賃金以上の報酬を事業登録者に対し支払うことから、十分な報酬が支払える業務の受注を行っていただく必要があるため、企業等から業務を確実に受注することができる企画提案を求めています。
他事業との連動、すみ分け 「鎌倉市就労準備支援事業」がすでにスタートしているが、同事業とはどのようにすみ分けるのか。	本事業は、在宅等における就労を支援し、障害者等の多様な就労形態を開拓することで、障害者等の社会参加、自立を促進することを目的としています。
実績として報告をする数字は何を想定しているか。	企業から受託した業務の内容、業務の件数、業務の進捗状況及び事業登録者数や事業登録者への報酬の支払い状況等を想定しています。